

秋田県外でお子さんの定期予防接種を希望される方へ

里帰り等の理由により、秋田県外で定期予防接種を希望する場合、事前に湯沢市が発行する「定期予防接種実施依頼書」が必要です。この依頼書は、予防接種による健康被害が生じたときに、湯沢市が責任を持って救済を行うために必要なものです。

また、接種後、申請により定期予防接種費用の助成（上限あり）を受けることができます。

① 事前確認

接種を受ける滞在地の自治体（市町村）の予防接種担当課に問い合わせ、以下3点をご確認ください。ワクチンの種類ごとに接種方法等が異なる場合がありますのでご注意ください。

1. 予防接種の受け方（集団接種か個別接種か等）
2. 医療機関等の窓口において、接種費用の自己負担があるか
3. 「定期予防接種実施依頼書」のあて先は、自治体あてか、医療機関あてか

② 依頼書の交付申請（郵送での申請可）

子ども未来課に「定期予防接種実施依頼書交付申請書」（市ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

③ 依頼書の交付（約2週間かかります）

子ども未来課から申請書に記載された依頼書送付先へ「定期予防接種実施依頼書」をお送りします。

④ 接種

滞在地の医療機関等で接種を受けます。接種費用は一度、ご負担いただきます。接種後は「予診票」の写しをお受け取りください。領収書と明細書は大切に保管してください。

【接種を受ける際の持ち物】

- 「定期予防接種実施依頼書」（依頼書の送付先「1. 湯沢市住所」「2. 滞在地住所」とした場合）
- 「湯沢市発行の予診票」（出生届等手続きの際、湯沢市窓口で交付されます）・「母子手帳」

⑤ 書類の提出（郵送での提出可）

子ども未来課へ以下の書類を提出してください。

1. 予診票の写し
2. 【費用の助成を申請する場合】「定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」（市ホームページからダウンロードできます）及び「領収書（原本）」

※「領収書」に被接種者（お子さん）の氏名と予防接種名及びそれぞれの費用が明記されているかご確認ください。

※最後の接種日のなるべく1か月以内に書類を提出してください。年度をまたぐ場合は、3月分まで一旦提出いただき、改めて4月以降分を提出してください。

⑥ 助成金決定通知及び助成金の支払い

申請から約1か月後、子ども未来課から決定通知書をお送りし、助成金を指定口座へ入金します。助成金は、湯沢市が委託する医療機関における予防接種委託料額を上限としています。

—— 問い合わせ先 ——

湯沢市子ども未来課 〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 電話0183-55-8275